



福岡県医発第 1478 号 (地)

平成 25 年 9 月 11 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会

会長 松田 峻一 良

(公 印 省 略)

元保険医療機関の指定の取消相当及び

保険医の登録の取消について (通知)

標記の件につきまして、すでにご承知のこととは存じますが、実際には行っていない保険診療の付増請求や保険点数の高い別の診療に振り替えて請求を行うなど、診療報酬を不正に請求しているとして、九州地方医療協議会において諮問された結果、元保険医療機関の指定の取消相当及び保険医の登録取消処分が行われました。詳細につきましては別紙のとおりであります。

つきましては、貴会におかれましても本件のような事例が発生しないよう会員への指導等をお願いいたします。

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 山下拓郎
会長 蒲池 壽



ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

九州厚生局

報道関係者 各位

発表日 平成25年9月9日

照会先 九州厚生局指導監査課

課長補佐 伊藤

医療指導監視監査官 穴見

(電話番号 092-707-1125)

元保険医療機関の指定の取消相当及び保険医の登録の取消について

平成25年9月4日に開催されました九州地方社会保険医療協議会において「保険医療機関の指定の取消及び保険医の登録の取消」について諮問した結果、諮問のとおり、答申がありました。

これを受け、九州厚生局長は、下記のとおり処分等を行いましたのでお知らせいたします。

1. 元保険医療機関の指定の取消相当及び保険医の登録取消処分

(1) 指定の取消相当となる元保険医療機関

①名 称 医療法人 沖永内科クリニック (平成25年8月31日廃止)

②所在地 福岡県糸島市前原中央2丁目6番21号

③開設者 医療法人沖永内科クリニック 理事長 沖永 利親

(2) 登録取消となる保険医

①氏 名 沖永 利親 (66歳)

2. 取消年月日等

(1) 元保険医療機関の指定の取消相当 平成25年9月9日

(2) 保険医の登録取消 平成25年9月9日

※指定の取消相当の取扱いとは

指定の取消処分と同等の取扱いをするもの。従って、取消相当年月日から原則5年間は、保険医療機関の再指定を行わないこととなる。

3. 根拠条文

(1) 保険医療機関の指定の取消

健康保険法第80条第1号、第2号、第3号及び第6号

(2) 保険医の登録取消

健康保険法第81条第1号及び第3号

4. 監査を行うに至った経緯等

当該保険医療機関に対し個別指導を実施したところ、予防医学的立場から検査を行っている旨の発言や通常の医療行為としては有り得ない手法で気管支ファイバースコープを行ったという主張があった。また、内視鏡を使用して行ったという胃及び大腸のポリープ切除の手術に関しては、術前・術後の切除部及び摘出物の撮影が行われていない、又切除したと主張するポリープを病理検査に出していない等、請求内容に疑義が生じたため個別指導を中止し、実態を明らかにするために患者実地調査を行った。

48名に患者調査を行ったところ、31名に実際に行っていない気管支ファイバースコープの付増請求、胃・十二指腸ファイバースコープの内視鏡的胃、十二指腸ポリープ・粘膜切除術及び大腸ファイバースコープの内視鏡的大腸ポリープ切除術への振替請求の不正請求事実が強く疑われたことから監査を実施した。

5. 取消処分等の主な理由

(1) 実際に行った保険診療に行っていない保険診療を付け増して、診療報酬を不正に請求していた。(付増請求)

【具体的事例】

- ・ 実際には行っていない気管支ファイバースコープを請求していた。

(2) 実際に行った保険診療を保険点数の高い別の診療に振り替えて、診療報酬を不正に請求していた。(振替請求)

【具体的事例】

- ・ 胃・十二指腸ファイバースコープ及び内視鏡下生検法を内視鏡的胃、十二指腸ポリープ・粘膜切除術(その他のポリープ・粘膜切除術)としていた。
- ・ 大腸ファイバースコープ(上行結腸及び盲腸)を内視鏡的大腸ポリープ切除術(長径2センチメートル未満)としていた。

- (3) 算定要件を満たさない「医学管理等」及び「在宅医療」の診療報酬を不当に請求していた。
- (4) 診療録の様式第一号(一)の3において、患者への請求点数と診療報酬の請求点数の異なる2種類の点数記載がみられた。

6. 診療報酬の不正及び不当請求

疑われる不正・不当請求に係るレセプト件数及び金額

・不正請求額	28名分	レセプト	42枚	1,657,300円
・不当請求額	5名分	レセプト	10枚	416,700円
合 計	33名分 (28名分)	レセプト	52枚 (50枚)	2,074,000円

※ () 内は、患者実人数及びレセプト実枚数である。

(注) 上記の件数及び金額は、監査で認定したものだけであり、監査において開設・管理者及び保険医である沖永医師が診療報酬の不正請求を認めていないため、診療報酬の不正請求を行った理由やその開始時期等を明らかにすることはできず、最終的な不正・不当請求の件数及び金額は確定していない。